

雇用調整助成金の支給のイメージ（鳥インフルエンザの場合）

- 雇用調整助成金は、「景気の変動、産業構造の変化その他の**経済上の理由**により、事業所において、**急激に事業活動の縮小を余儀なくされた**」雇用保険適用事業主であることを法令上の要件としており、**当該事業主が従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度。**
- **鳥インフルエンザを直接的な理由（家畜伝染病予防法に基づく家きんの殺処分、農場の消毒等の防疫措置、移動制限等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象にならない**（過去に鳥インフルエンザの被害が生じた場合も同様の対応）。
- 一方、**発生農場であっても、例えば移動制限等の法令上の制限が解除された後において、新たに種鶏や採卵鶏等が購入できないなど発生前の規模で事業再開できない「経済上の理由」があり、これに伴い事業活動が縮小した場合は、要件を満たせば支給対象**となりうる。

上段：雇用調整助成金活用可否
下段：農林水産省等における支援

「経済上の理由」に該当する可能性

家畜伝染病予防法に基づく措置 （殺処分等の防疫措置、移動制限等）実施中

家畜伝染病予防法に基づく措置 （移動制限等）解除後

発生農場

×（注1）

○（注2）

家畜伝染病予防法に基づき、手当金・特別手当金を交付するほか、家畜防疫互助事業、家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能

発生農場以外の農場
（移動制限・搬出制限の影響を受けた農場）

×（注1）

○（注3）

家畜伝染病予防法に基づき、売り上げの減少額等について交付するほか、家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能

家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能

臨床検査陰性など
所要の条件を満たす場合

○（注4）

上記以外の関連事業者
（飲食店、運送業者、食鳥処理場等）

○（注4）

このほか、セーフティネット貸付が活用可能（日本政策金融公庫中小企業事業・国民生活事業での取扱）

（注1）「経済上の理由」ではなく、家畜伝染病予防法に基づく事業活動縮小のため。

（注2）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく経営再開に必要な検査等終了後（発生農場については防疫指針第14の2の検査終了後）以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

（注3）移動制限等解除後以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

（注4）生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。